

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長  
(鹿児島県教育委員会教育長)

標準報酬制への移行に伴う介護休業手当金等の調整の取扱いの変更について（通知）

標準報酬制への移行に伴う平成27年10月1日以後の休業日に係る休業給付の調整の取扱いについて、平成27年12月21日付け公共鹿第682号「標準報酬制への移行に伴う休業給付の調整の取扱いについて」で通知したところですが、このたび、総務省等から介護休業手当金及び育児休業手当金の報酬との調整における通勤手当の取扱いについて、新たに見解が示されたことから、平成27年10月1日以後の休業日に係る当該給付金の調整の取扱いを、下記のとおり変更しましたので、適切に処理して下さるようお願いいたします。

記

1 介護休業手当金等と報酬との調整における通勤手当の取扱い

介護休業手当金及び育児休業手当金（以下「介護休業手当金等」という。）について、勤務に服することができない日（以下「休業日」という。）において給与（以下「報酬」という。）が支給される場合、介護休業手当金等の1日当たりの給付額は、支給される報酬の日額を減額調整した額を支給することとしている。

その際、調整の対象となる報酬のうち、通勤手当については、月の途中から休業又は復帰し、休業日を含めた期間分が支給される（日割計算されない）場合、変更前の取扱いにおいては、支給単位期間が1か月である通勤手当は調整の対象とし、また、支給単位期間が複数月にわたる通勤手当は調整の対象とはしないこととしていたが、変更後の取扱いにおいては、下表のとおり、支給単位期間にかかわらず、調整の対象としないこととする（計算例は別紙1を、また、平成27年12月21日付け公共鹿第682号の新旧対照表は別紙2を参照のこと。）。

表：介護休業手当金等と報酬との調整における通勤手当の取扱い

通勤手当の 支給単位期間	変更前	変更後
1か月	調整対象とする	調整対象としない
複数月	調整対象としない	

2 育児休業手当金の請求

育児休業手当金の請求において、育児休業手当金の支給対象期間内（原則育児休業の対象となる子の1歳の誕生日の前日まで）に、月の途中から育児休業を取得又は復帰した場合、当該月の通勤手当（支給単位期間が1か月である通勤手当）が、休業日を含めて月額で支給されたとしても、調整の対象とはしないことから、当該月の給与の支給内訳書（写し）の提出は要しないこととする。

### 3 留意事項

- (1) 育児休業手当金の調整については、地方公務員の育児休業等に関する法律第4条第2項の規定に基づき、育児休業期間中は給与が支給されないこと、また、月の途中から育児休業を取得又は復帰した場合において、通勤手当が、休業日を含めた期間分支給される（日割計算されない）ときは、調整の対象としないことから、報酬との調整が生じる例として具体的に想定しているものはないこと。
- (2) 傷病手当金、傷病手当金附加金、出産手当金及び休業手当金の調整の取扱いについては、変更がないこと。
- (3) 平成27年10月1日以後の休業日に係る介護休業手当金及び育児休業手当金のうち、既に給付したものについては、月の途中から休業又は復職して、当該月に係る通勤手当が支給されたものがなかったことから、追給は生じないこと。

### 4 申請書等用紙の変更

「公立学校共済組合申請書等用紙」のうち、次の表に掲げる用紙を変更したので、当支部のホームページ（ホームページアドレス <http://www.kouritu.go.jp/kagoshima/>）からダウンロードして取得すること。

なお、ホームページからの用紙取得が困難な所属所については、別途送付するので共済組合へ連絡すること。

整理番号	用紙名	変更内容
20	育児休業手当金請求書 (新規分・変更分・再取得分)	・用紙1枚目の欄外注書3の添付書類エを削除した。 ・用紙2枚目「別紙1」の欄外注書2を修正した。
26-2	介護休業手当金請求書	用紙2枚目「別紙」の欄外注書3を修正した。

(注) 変更後の用紙は、平成27年10月以後の休業日に係る請求について使用すること。

なお、既に変更前の用紙により請求又は申請があったものについては、変更後の用紙に読み替えるので、改めて提出する必要はないこと。

問合せ先

年金給付係 担当 若松・かみのその上之菌・川口

電話 099-286-5220

(別紙1) 休業給付において調整が生じる場合の計算例 (変更後)

※ 計算例は、平成27年12月21日付け公共鹿第682号の別紙1の計算例を変更したものである。

1 傷病手当金の計算例

(計算例に変更がないため省略)

2 介護休業手当金の計算例

**前提** 介護休業期間 平成27年10月9日～平成28年1月8日 (3月)

**【例】月の途中から介護休暇を取得したときの初月の計算例 (変更後)**

- ・10月介護休業期間 平成27年10月9日～10月31日(給付日数15日 ※ 週休日及び休日を除いた日)
- ・10月給与支給対象日数 22日
- ・標準報酬月額 第25級 470,000円
- ・10月報酬(給与)の支給状況等は次の表のとおり

報酬(給与)種別	休業前の支給額(月額)	10月介護休業期間の支給額	備考	報酬日額①, ③の算出に用いる率
給料	○ 409,600円	105,564円	勤務しない1時間につき、1時間当たりの給与額を減額	給与支給対象日数分の1
給料の調整額	○ 11,000円	2,880円		
教職調整額	16,384円	16,384円	減額なし	22分の1
扶養手当	11,500円	11,500円		
通勤手当 (支給単位期間1か月)	20,100円	20,100円		
義務教育等教員特別手当	6,900円	6,900円		
合計	475,484円	163,328円		

※ ○は勤務1時間当たりの給与額の算出基礎となる給与額

(介護休業期間の報酬日額) ※ ①, ②, ③は小数点第2位未満切捨て

① (②の勤務1時間当たりの給与額の算出基礎となる給与の総額) ÷ 10月給与支給対象日数  
 = (給料 + 給料の調整額) ÷ 22日  
 = (409,600円 + 11,000円) ÷ 22日 = 19,118.18円

② 勤務1時間当たりの給与額 ※ 地方公共団体等が給与条例等で定める額  
 = (給料 + 給料の調整額) × 12 ÷ (38.75時間 × 52 - 7.75時間 × 18)  
 = (409,600円 + 11,000円) × 12 ÷ 1875.5時間 = 2,691円 (1円未満四捨五入)  
 2,691円 × 7.75時間 = 20,855.25円

③ (②の勤務1時間当たりの給与額の算出基礎とはならない給与の総額) ÷ 22日  
 = (教職調整額 + 扶養手当 + ~~通勤手当~~ + 義務教育等教員特別手当) ÷ 22日  
 = (16,384円 + 11,500円 + ~~20,100円~~ + 6,900円) ÷ 22日 = ~~2,494.72円~~  
 1,581.09円

① - ② + ③ = (19,118.18円 - 20,855.25円 < 0円のため0円) + ~~2,494.72円~~ = ~~2,494円~~ (1円未満切捨て)  
 1,581.09円 1,581円

(給付日額)

標準報酬日額 = 標準報酬月額 470,000円 ÷ 22 = 21,360円 (10円未満四捨五入)  
 給付日額 = 標準報酬日額 21,360円 × 40 / 100 = 8,544円 → 給付上限日額 7,750円とする。

(介護休業手当金支給額)

(給付日額 - 報酬日額) × 給付日数 = (7,750円 - ~~2,494円~~) × 15日 = ~~78,840円~~ (10月休業分)  
 1,581円 92,535円

**【月の途中から介護休暇を取得又は復帰した場合の通勤手当の取扱い】(変更後)**  
 通勤手当が、介護休業日を含めた期間分支給される(日割計算されない)ときは、調整の対象としない(上記計算式③)。

### 3 育児手当金の計算例

前提 育児休業取得者 男性組合員

育児休業の対象となる子が1歳に達する日 平成28年7月27日

育児休業期間 平成27年11月26日～平成28年3月31日

#### 【例】男性組合員が月の途中から育児休業を取得したときの初月の計算例（変更後）

・11月育児休業期間 平成27年11月26日～11月30日（給付日数 3日）

・標準報酬月額 第21級 360,000円

・11月報酬（給与）の支給状況等は次の表のとおり

報酬（給与）種別	休業前の支給額（月額）	11月育児休業期間の支給額	備考	報酬日額①、②の算出に用いる率
給料	303,000 円	—	育休期間支給なし	給与支給対象日数分の1  22分の1
教職調整額	12,120 円	—	育休期間支給なし	
扶養手当	6,500 円	—		
住居手当	27,000 円	—		
通勤手当（支給単位期間1か月）	10,200 円	10,200 円	減額なし	
義務教育等教員特別手当	4,300 円	—	育休期間支給なし	
合計	363,120 円	10,200 円		

（育児休業期間の報酬日額） ※ ①、②は小数点第2位未満切捨て

① 給料が支給されないため 0円

② ~~通勤手当：22日~~ 通勤手当が、育児休業日を含めて月額で支給されるときは、  
~~10,200円÷22日＝463.63円~~ 調整の対象とはしないため 0円

①+②=0円 ~~＝463.63円＝463円（1円未満切捨て）~~ したがって、報酬との調整は生じない。

（給付日額）

標準報酬日額＝標準報酬月額 360,000円÷22＝16,360円（10円未満四捨五入）

給付日額＝標準報酬日額 16,360円×67／100＝10,961円（1円未満切捨て）

（育児休業手当金支給額）

（給付日額－報酬日額）×給付日数＝（10,961円－~~463円~~）×3日＝~~31,494円~~（11月休業分）  
 0円 32,883円

【月の途中から育児休業を取得又は復帰した場合の通勤手当の取扱い】（変更後）

通勤手当が、育児休業日を含めた期間分が支給された（日割計算されない）ときは、調整の対象としない（上記計算式②）。

※ 育児休業手当金において、報酬との調整が生じる例として、具体的に想定しているものはない。

(別紙2) 平成27年12月21日付け公共鹿第682号の新旧対照表

(下線部は変更部分)

変更後(新)	変更前(旧)
<p>1～3 (略)</p> <p>4 介護休業手当金の調整</p> <p>(1) 算出方法</p> <p>(略)</p> <p>(注)1,2 (略)</p> <p>3 月の途中から休業又は復帰した場合、<u>通勤手当については、休業日を含めた期間分が支給される(日割計算されない)ときは、支給単位期間にかかわらず、上記計算式の③における給与には含めない(調整の対象としない、傷病手当金等とは異なる。)</u>。</p> <p>通勤手当以外で上記の計算式における給与には含まない報酬は、傷病手当金等と同様である。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 育児休業手当金の調整</p> <p>(1) 算出方法</p> <p>(略)</p> <p>※1 (略)</p> <p>※2 地方公務員の育児休業等に関する法律第4条第2項の規定に基づき、育児休業期間中は給与が支給されないため、基本的には育児休業手当金の減額調整は生じない。</p> <p><u>なお、月の途中から育児休業を取得又は復帰した場合、通勤手当については、休業日を含めた期間分が支給される(日割計算されない)ときは、調整の対象としない。</u></p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 介護休業手当金の調整</p> <p>(1) 算出方法</p> <p>(略)</p> <p>(注)1,2 (略)</p> <p>3 月の途中から休業又は復帰した場合、<u>支給単位期間が1か月である通勤手当が、休業日を含めて月額で支給される(日割計算されない)ときは、当該月額を上記計算式の③における給与に含める。</u></p> <p><u>また、支給単位期間が複数月にわたる通勤手当が、休業日を含めて支給単位期間分一括して支給される(休業日の属する月について日割計算されない)ときは、上記計算式の③における給与には含めない(傷病手当金等とは異なる。)</u>。</p> <p>通勤手当以外で上記の計算式における給与には含まない報酬は、傷病手当金等と同様である。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 育児休業手当金の調整</p> <p>(1) 算出方法</p> <p>(略)</p> <p>※1 (略)</p> <p>※2 地方公務員の育児休業等に関する法律第4条第2項の規定に基づき、育児休業期間中は給与が支給されないため、基本的には育児休業手当金の減額調整は生じないが、<u>月の途中から育児休業を取得又は復帰した場合において、支給単位期間が1か月である通勤手当が、休業日を含めて月額で支給される(日割計算されない)ときは、当該通勤手当との調整が生じる。</u></p> <p><u>この場合、当該通勤手当に係る報酬日額の算出は、傷病手当金等と同様の方法による。ただし、調整の対象とする通勤手当は、介護休業手当金と同様の取扱いとする。</u></p>

